

1 令和元年度市有施設における外壁仕上塗材の点検結果

(1) 点検の目的

市有施設での維持管理にかかる点検ルール等を定めていない外壁仕上塗材について、劣化に伴うアスベストの飛散状況の確認を行い、取扱いを決定する。

(2) 点検の概要

対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ しゅん工(直近外壁改修)から30年以上経過している施設 ・ 外壁に吹付け工法及び工法が不明な仕上塗材が使用されている施設
点検実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者(所管課) [一般会計施設は環境都市推進部からの予算委託(配分)により実施]
点検内容 (業務委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定性分析(仕上塗材のアスベスト含有状況の確認) ・ 劣化度判断※1(仕上塗材の損傷、劣化状況の確認) ・ 大気測定(損傷、劣化している仕上塗材周辺でのアスベスト飛散状況の確認)

※1 建築物石綿含有建材調査者等の専門家に委託

(3) 点検結果

点検内容	対象	実施結果
定性分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(1) 点検の概要」の対象施設と同じ ⇒ 217施設・390棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト含有 39施設・54棟 ・ アスベスト非含有 178施設・336棟
劣化度判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「アスベスト含有」となった施設※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい損傷、劣化 3施設・4棟 ・ 通常、一部劣化 35施設・49棟
大気測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「著しい損傷、劣化」となった施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境への飛散なし 3施設・4棟

※2 定性分析後解体した1施設・1棟を除く

2 外壁仕上塗材の取扱い

「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」に基づく**点検の対象外**とする。

【考え方】

しゅん工等時期や仕上塗材の工法を問わず、すべての外壁仕上塗材を点検の対象外とする。

【理由】

・ 点検対象施設よりも新しい施設は、経年による劣化が少なく、より安全であると考えられる。
 ・ 仕上塗材の施工方法による耐久性等品質の規格※4の違いはないことから、吹付け工法及び工法が不明な仕上塗材で飛散がないことを確認できれば、その他の工法で施工された仕上塗材においても安全であると考えられる。なお、現行の大気汚染防止法では、仕上塗材のうち吹付け工法で施工されたものを除去等作業時の届出対象としているが、工法問わず一律に届出対象外とする取扱い見直しの動きがある。

※4 JIS A 6909「建築用仕上塗材」